

土砂災害発生時の第一報について

1. 土砂災害の発生報告

台風や長雨が続けているときは、他の部局からO-DISを通じて情報を送られている場合があるかと思いますが、以下の**土砂災害が発生した場合には、所管の土木事務所（水防担当）へも情報をお願いします。**

- ・土石流等：①土石流危険渓流※、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流等の土砂流出が発生した場合
② ①以外で土砂流出により人的被害、公共施設・人家に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの
- ・地すべり：土砂災害警戒区域（地滑り）の該当の有無、人家、公共施設等への被害によらず、地すべりが発生した場合
- ・がけ崩れ：①土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）において斜面崩壊が発生した場合（公有地、民有地は問わず）
② ①以外で人的被害、人家・公共施設に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの

※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）の上流の流域の名称です

2. 第1報のポイント

☆災害報告はスピードを優先

☆死傷者、一般被害大、マスコミ報道等災害については最優先で報告

<報告例>

- 1) 報告者はだれか 「〇〇市町村〇〇課の〇〇です。」
 - 2) いつ寄せられた情報か 「本日、〇〇時頃に」
 - 3) どこで 「〇〇市町村〇〇町〇〇宅付近で」
 - 4) 何が 「土砂災害※が発生した」※「土石流」「がけ崩れ」など形態が不明でも可。）
 - 5) 被害状況 【死傷者ありの場合】 「詳細は不明ですが、死者・負傷者があったようです。」
【大規模な土砂災害の場合】「詳細は不明ですが、住居家屋の被災を含む人命にかかわる大きな災害が起きている模様です。」
 - 6) どこからの情報か 「〇〇町の住民・消防署・パトロール員」から寄せられた情報です」
 - 7) 予想される影響 「河川に流出した場合、下流の人家に被害が及ぶおそれがあります。」
- ※様々な現象が想定されるため、報告例どおりでなくとも、わかり得る範囲の情報を速やかにあげてください。



◆災害報告の事例（河内長野市日野）

3. 応急対応

まずは、災害対策基本法第59条及び第62条に基づき、市町村による応急対応をお願いします。

大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について <令和5年度創設>

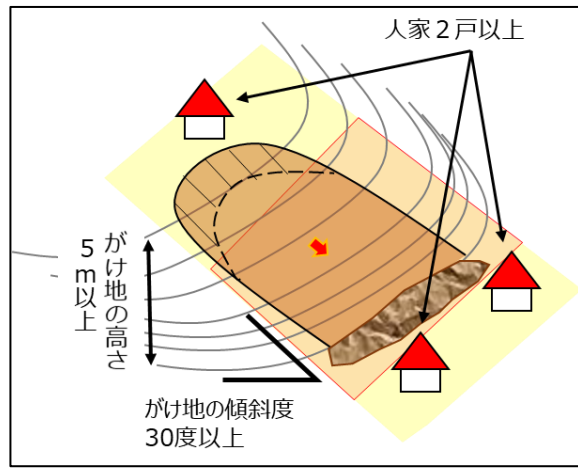
不明な点があれば、河川室砂防Gまでお願いします。

■事業の目的

- ・ 激甚災害に伴い発生した小規模ながけ崩れに対し、市町村が行うがけ崩れ防止工事へ補助を行う。

■事業の範囲（採択基準）

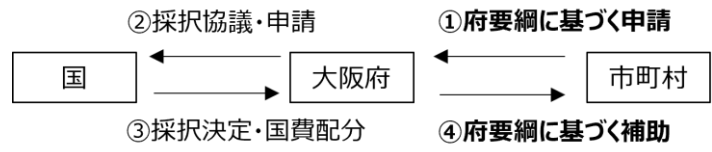
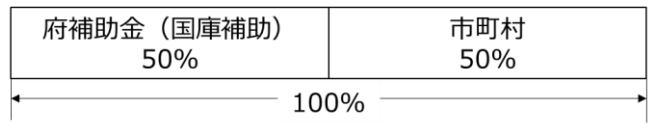
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律**第2条第1項の激甚災害に指定**され、かつ同法**第3条及び第4条もしくは第5条の規定による措置の適用**が指定または指定されることが確実であること
- ・ 災害対策基本法第5条の規定による**市町村地域防災計画に危険箇所として記載**され、又は記載されることが確実であるがけ地
- ・ 崩壊等が発生した**がけ地の傾斜度30度以上かつ高さ5メートル以上**であること
- ・ **人家2戸以上**又は**公共的建物**に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所で行う**直接人命保護を目的とする市町村が施行主体**となつて行うがけ崩れ防止工事であること
- ・ 1箇所の事業費が**600万円以上**であること
- ・ 以下のいずれかにも該当しないもの
 - 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（府施行）の対象となるもの
 - 土石等の採取や土地造成等明らかに人為的な原因に基づく崩壊で、その責任者が明らかなもの
 - 造林等の見込みのある場所等における工事で林地崩壊防止事業として実施するもの
 - 砂防指定地、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区、地すべり防止区域内の土地（ただし知事が必要と認めた場合を除く。）



事業採択イメージ

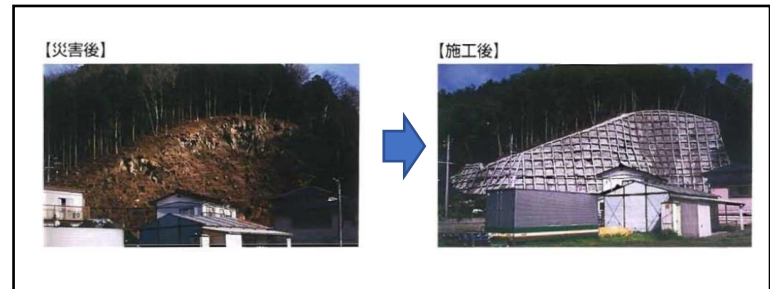
■事業スキーム

- ・ 事業の遂行に必要な事業費（工事費や設計費等）の50%以内を補助



■施行日

- ・ 令和5年10月31日から施行し、同年4月1日以降に発生した激甚災害から適用



事業イメージ（出典：国土交通省HP）

大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

令和5年6月2日に大阪府和泉市で発生した土砂災害に対して
緊急的ながけ崩れ対策事業を実施します

国土交通省砂防部
令和5年11月15日

令和5年6月2日に発生したがけ崩れに対して、和泉市が緊急的な対策事業を実施します。

● 仏並町(4)地区

位置図



令和7年3月
概成

【仏並町(4)地区】

おおさかふ いずみし ぶつなみちよう

大阪府和泉市仏並町地内

- ・発生日時 : 令和5年6月2日
- ・保全対象 : 人家2戸
- ・崩壊の規模 : 幅15.4m 高さ11.1m
- ・主な対策工 : 法面工

